

令和 7 年度渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		犯罪により害を被った者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、被害の早期回復又は軽減等に要した費用の一部を補助します。
内 容	補助対象事業	別表第 1 に掲げる事業とします。
	補助対象者	補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。ただし、居住安定事業又は一時避難事業を行う者は次の【居住安定事業等の条件】のいずれかに該当する状況にあることも条件とします。 （１） 補助対象事業に応じて別表第 2 に掲げる条件のいずれかを満たすこと。 （２） 犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること。 （３） 犯罪被害を被ったときに市民であること。 （４） 渋川市暴力団排除条例（平成 2 4 年渋川市条例第 3 0 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。 （５） 市税を滞納していないこと。 （６） 同一の事件について、他の地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けていないこと。 【居住安定事業等の条件】 （１） 住居において犯罪が発生し、居住し続けることが精神的に困難であること。 （２） 犯罪により住居が汚損、滅失又は損壊したために居住することが困難であること。 （３） 住居を特定され、二次被害や再被害を受ける可能性があること。 （４） 犯罪によって、生計又は生活を維持することができず、従来の生活が困難となっていること。 （５） 本要領に基づく居住安定推進事業の補助金の交付を受けた後、転居先で（３）の理由により、再び転居が必要となっている状況にあること。
	補助対象経費等	補助対象経費、補助率、補助金の限度額及び補助金の交付回数等は、別表第 3 に掲げるものです。
交 付	交付条件	（１） 補助金の交付決定の一部又は全部が取り消された場合、補助金の一部又は全額を返還すること。

手続等		(2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。
交付申請の方法、時期等		危機管理室へ書面の提出にて申請してください。 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 犯罪被害に関する申立書（様式第2号） (2) 事業概要書（様式第3号） (3) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の日時が分かる書類（遺族が申請する場合） (4) 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書（遺族が申請する場合） (5) 重傷病を受けた被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数が明記された医師の診断書（犯罪により重傷病を負った者が申請する場合） (6) 補助対象事業に応じて別表第4に掲げる書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 【注】複数の事業に係る申請をする場合で、添付書類が重複する場合は、1部の提出とすることができます。
交付申請の期限		犯罪等が発生した時から1年以内に申請してください。
交付決定の時期等		申請のあった日から30日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。
変更交付申請の方法、時期等		申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市犯罪被害者等支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付決定通知書及び変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
変更の承認		変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市犯罪被害者等支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知します。
実績報告の方法、時期等		補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市犯罪被害者等支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付決定通知書

	(2) 領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市犯罪被害者等支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期等	渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）に渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付決定通知書を添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 犯罪被害に関する申立書（様式第2号） 事業概要書（様式第3号） 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号） 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号） 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号） 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第7号） 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金確定通知書（様式第8号） 渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所危機管理室（本庁舎）

電話	0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 3 0 (直通)
	0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 1 1 (内線 1 1 4 4)
メールアドレス	anshin @ city.shibukawa.gunma.jp

別表第 1

事業名	事業の内容
弁護士等相談・依頼事業	犯罪被害者等が犯罪により受けた被害、それに関係する二次被害及び再被害に係る経済的負担及び心理的負担の軽減及び円滑な解決を図るため、弁護士等に相談する事業又は解決を依頼する事業
精神的負担軽減事業	犯罪等により精神に被害を受けた犯罪被害者等が犯罪等により精神が受けた被害を回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、精神科、心療内科等による医療行為又は公認心理師若しくは臨床心理士によるカウンセリングを受ける事業
子育て施設利用事業	犯罪等により育児に支障を来している犯罪被害者等が育児の負担を軽減し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、子育て支援施設を利用する事業
居住安定事業	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が居住の安定を図るため、従前の住居から転居し、又は住居を復旧する事業
一時避難事業	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が一時的に居住の安定を図るため、宿泊施設に宿泊する事業
家事代行利用事業	犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等が家事等の負担を軽減するため、家事の代行等を依頼する事業

別表第2

事業名	補助対象者の条件
弁護士等相談・依頼事業	(1) 遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者
精神的負担軽減事業	(1) 遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者 (3) その他市長が犯罪等により心理的な負担があり、日常生活を円滑に営むことができないと認めた者
子育て施設利用事業	(1) 小学生以下の子どもと同居する遺族 (2) 小学生以下の子どもと同居する者であって、犯罪により重傷病を負ったもの (3) その他市長が犯罪等により心理的な負担があり、通常の育児ができないと認めた者
居住安定事業 一時避難事業	(1) 犯罪発生時に犯罪被害者と同居していた遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者 (3) 放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。）による被害を受けた者 (4) その他市長が犯罪等により心理的な負担又は二次被害若しくは再被害を被る可能性があり、安定した居住ができないと認めた者
家事代行利用事業	(1) 遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者 (3) その他市長が犯罪等により心理的な負担があり、通常の家事ができないと認めた者

※補助金の交付の対象となる遺族は、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の（１）から（３）のいずれかに該当する者とします。

- （１） 犯罪により死亡した者の配偶者
- （２） 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族
- （３） 犯罪により死亡した者とパートナーの関係にある者

※補助金の交付の対象となる家族は、犯罪が行われた時において、次の（１）から（３）のいずれかに該当する者とします。

- （１） 犯罪により被害を受けた者の配偶者
- （２） 犯罪により被害を受けた者の二親等以内の親族
- （３） 犯罪により被害を受けた者とパートナーの関係にある者

別表第3

事業名	補助対象経費	補助率	補助金の 限度額	補助金の交付 回数等
弁護士等 相談・依 頼事業	(1) 弁護士等への相談に係る経費	2分の1	1事件につき 5千円	1事件につき 1回を限度と する。
	(2) 弁護士等との契約に基づき支 払う着手金	2分の1	1事件につき 15万円	
精神的負 担軽減事 業	精神科医等が行う心理的負担に係る 医療行為及び医師の処方に基づく医 薬品又はカウンセリングに係る自己 負担額（自立支援医療制度等による 公費負担額を控除した額）	10分の 10	1回の受診又 はカウンセリングにつき1 人5千円	1事件につき 1人12回を 限度とする。 （1家族最大 24回まで）
子育て施 設利用事 業	子育て施設の利用料	10分の 10	子ども1人に つき1日1回 当たり3千円	1事件につき 20回を限度 とする。
居住安定 事業	(1) 新たな住居に入居する費用の うち、従前の住居における引越に係 る運送及び荷造り、不用品の廃棄等 に係る費用並びに新たな住居に入居 する際に要する敷金、礼金、仲介手 数料、火災保険料、保証料及び日割 り家賃 (2) 犯罪発生前の状態に住居を復 旧するために要する修繕費	10分の 10	1事件につき 20万円	1事件につき 1回を限度と する。 ただし、本要 領（補助対象 者）【居住安 定事業等の条 件】（5）の 場合において は2回を限度 とする。
一時避難 事業	宿泊施設における宿泊に要する経費	2分の1	1泊当たり7 千円	1事件につき 連続した7泊 を限度とする。
家事代行 利用事業	家事（調理、洗濯、掃除、買物又は 育児）の代行等の依頼に要する経費	10分の 10	1時間当たり 4千円	1事件につき 90時間を限 度とする。

※1, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第 4

事業名	添付書類
弁護士等相談・依頼事業	見積書 弁護士等が作成した見積書で、着手金の額が明記してあるもの（弁護士等との契約に基づき支払う着手金について補助金の交付を申請するとき）
居住安定事業 一時避難事業	（１） 申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明することができる書類（遺族が申請する場合） （２） 罹災証明書（放火を理由に申請する場合） （３） 次の①から⑤のいずれかに該当していることを説明又は証明できる理由書若しくは写真等（市の立入り調査等によりこれに代えることができる。） ①住居において犯罪が発生し、居住し続けることが精神的に困難であること。 ②犯罪により住居が汚損、滅失又は損壊したために居住することが困難であること。 ③住居を特定され、二次被害や再被害を受ける可能性があること。 ④犯罪によって、生計又は生活を維持することができず、従来の生活が困難となっていること。 ⑤本要領に基づく居住安定推進事業の補助金の交付を受けた後、転居先で（３）の理由により、再び転居が必要となっている状況にあること。 【例】居住地（部屋等）の写真、誹謗中傷や嫌がらせの内容等を撮影した写真、世帯員の収入の状況が分かる書類等 （４） 見積書の写し等の経費が分かる書類